

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準の改正について

平成24年10月29日

文部科学大臣 田中 眞紀子

(理由)

医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、医学部の入学定員の増員に関する認可申請期限の特例を設け、平成25年度の医学部の入学定員の増加を行うこととした。これに伴い、医学教育の質を確保しつつ定員の増員を円滑に行うため、必要な専任教員数や校舎面積について規定の整備を行う必要がある。そこで、別紙のとおり大学設置基準を改正するため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準改正要綱

一 医学部に係る専任教員数

平成25年度以降に期間を付して医学部の収容定員を720人を超えて増加する大学（以下「期間を付して医学部の収容定員を増加する大学」という。）における専任教員数の算定については、文部科学大臣が別に定めるところにより、医学部に係る専任教員数は、751人から780人までの場合150人、781人から840人までの場合160人とする。

二 医学部に係る校地面積

期間を付して医学部の収容定員を増加する大学の校地の面積の算定については、720人を超える部分の収容定員分の増加は不要とすること。

三 医学部に係る校舎面積

期間を付して医学部の収容定員を増加する大学の校舎の面積の算定については、医学部に係る校舎及び附属病院の面積を収容定員720人の場合の面積にそれぞれ720人を超える収容定員6人につき75平方メートル及び100平方メートルの割合で増加すること。

その他

一 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

大学設置基準の一部を改正する省令について

1. 改正の趣旨

医学部の入学定員は、現行基準上、原則 120 人までとし、地域医療の向上のために定員増を行う場合、暫定的に 125 人とすることができるとしている。しかし、すでに 125 人の上限に達している大学の所在する県で更なる定員増の要望が高いこと等から、十分な教育環境を整えることができる大学において、平成 31 年度までの間緊急臨時的に入学定員を 140 人まで増員することを可能とするため大学設置基準を改正する。あわせて、平成 25 年度に医学部入学定員を増加させるための所要の措置を講じる。

2. 改正の概要

・大学設置基準の改正（医学部入学定員 140 人まで臨時的に増員する場合の基準の制定）

都道府県の定める地域医療再生計画に位置づけられる医学部定員増の場合、一定の要件の下、これまでの臨時的定員増と同様に平成 31 年度までの間臨時的に医学部収容定員を 840 人（入学定員 140 人）とすることを可能とする。

①専任教員数に関する基準

十分な教育体制を確保するために、専任教員一人あたりの学生数等を考慮し、126 人～130 人の場合専任教員 150 人、131 人～140 人の場合専任教員 160 人以上とするよう求める。

入学定員	80 人～120 人 (従来基準)	121 人～125 人 (H22 に設定)	126 人～130 人 (今回制定)	131 人～140 人 (今回制定)
教員数	140 人	150 人	150 人	160 人

②校地の基準面積

校地の基準面積については、臨時的定員増であることに鑑み増加を求めないこととする。

③校舎の基準面積と附属病院の基準面積

校舎の基準面積、附属病院の基準面積については、収容定員 600 人までの場合と、収容定員 720 人までの場合の基準の差を按分し次の通りの増加を求める。

校舎：収容定員 6 人増あたり、基準面積 75 m²増加

附属病院：収容定員 6 人増あたり、基準面積 100 m²増加

3. 施行期日

公布の日から施行

中教審第156号

平成24年10月30日

文部科学大臣 田中眞紀子 殿

中央教育審議会会長

三村 明夫

大学設置基準の改正について（答申）

平成24年10月29日付け24文科高第604号で諮問のありました標記の件については、これを適当と認めます。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

専門職大学院設置基準の改正について

平成24年10月29日

文部科学大臣 田中 眞紀子

(理由)

専門職学位課程教育を担う質の高い専任教員を養成する観点などから、専門職学位課程と博士課程（前期を除く）の接続をはかるため、専門職学位課程に必ず置くこととされる専任教員を博士課程（前期を除く）の教員が兼ねることができる制度を整備する必要がある。

このため、別紙のとおり、専門職大学院設置基準の改正を行う必要があるので、学校教育法第94条の規定に基づき標記の諮問を行うものである。

(別紙)

専門職大学院設置基準改正要綱

第一 専門職学位課程の教員組織に関する改正

専門職学位課程に必ず置くこととされる専任教員について、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）の教員がこれを兼ねることができるようにするため、所要の規定改正を行うこと。

第二 施行期日

この改正は、平成26年4月1日から施行するものとする。

専門職大学院設置基準における専任教員に関する 特例措置の終了に伴う制度改革について(概要)

【現行制度の概要】

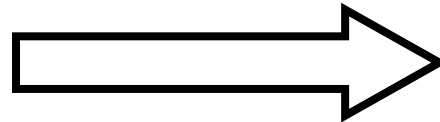
○専門職大学院の専任教員について

- ① 専門職大学院は、設置基準上で専攻分野ごとに規定される数の専任教員(必置教員)を置く。
- ② この上記の専任教員については、学部・修士・博士課程に必要な教員の数に算入できないこととする

○経過措置(平成25年度までの特例)

- ① 学部、修士課程、博士課程(前期)との間では、必置教員の1/3まで算入可能
- ② 博士課程(後期)との間では、必置教員の全員が算入可能

※ 経過措置を設けた趣旨は、①優秀な教員の確保、②博士課程後期への進学者への対応の観点から、平成25年度までの特例として設けたものであり、制度の定着状況を見つつ見直すことになっていたものである。



中教審での検討結果

- ・ 専門職大学院制度は、独立性を確保し教員組織の充実を趣旨とするため、他の学位課程に必要な教員の数に専門職大学院の専任教員を算入することを原則認めていないことを改めて確認。
- ・ ただし、中教審での審議の結果、経過措置終了後も、専門職大学院の教員養成に支障を生じる懸念等があることから、博士課程後期との接続は認めることが適当と整理。

※上記整理により、一般の大学院において、博士課程の前期(修士課程)と後期との間で接続が認められていることと同様の扱いとなる

- ・ その際、専門職大学院が教員組織の充実を制度趣旨としていることに鑑み、博士課程後期との接続を認めるにあたっては、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り認める旨を法令上明記することが適当であるとあわせて整理。

【改正後の制度の概要】

※ 経過措置を定めていた附則が、平成25年度末をもって終了することを踏まえて、以下の通り、法令上必要な措置を講じる

○専門職大学院の専任教員について

- ① 専門職大学院は、設置基準上で専攻分野ごとに規定される数の専任教員(必置教員)を置く。
- ② ただし上記の専任教員については、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程(前期を除く)を担当する教員が兼ねることができるとする。

専門職大学院設置基準の一部改正案(要綱)

(1)改正の趣旨

専門職大学院設置基準上必ず置くこととされる専任教員(以下「必置教員」という。)について、現在は特例措置により、他の学位課程に必要な教員数に算入できることとされているが、今般の改正は、その平成25年度末に特例措置が終了した後の取扱いに係る省令の一部を改正しようとするものである。専門職大学院の必置教員は、他の学位課程に必要な教員数に算入できないことが原則であるが、平成25年度までは特例として認められている。

(2)改正の概要

中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～」(平成23年1月)における提言等を踏まえ、将来の専門職大学院の教員養成などへの影響にかんがみ、現在の特例措置が終了した平成26年度以降、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く)の教員が専門職学位課程の専任教員を兼ねることができるよう所要の省令改正を行うこととする。

※ 現行の特例措置終了後であっても、専門職大学院の専任教員が、自大学の別の専攻(学科)において、いわゆる兼任教員として、教育研究に従事することは可能。

(3)施行期日

この改正は、平成26年4月から施行するものとする。

(参考)「グローバル化社会の大学院教育」答申(中教審,平成23年1月)

<専門職学位課程の教員組織に関する検討>

学士課程, 修士課程又は博士課程を担当する教員は, 教育研究上支障がない場合には, 他の学位課程の教員等がこれを兼ねることができることとされているが, 専門職大学院については, 設置基準上必ず置くこととされる専任教員(以下「必置教員」という。)は, 他の学位課程の必置教員数に算入できないこととされている。これは, 専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り, 教育の質を担保することや, 専門職大学院の独立性を確保することの必要性によるものである。

他方, 専門職大学院の制度発足の円滑な移行を図る観点から, 制度創設後10年間の特例として, 他の学位課程の必置教員数への算入が認められているが(専門職大学院設置基準附則第2項), この特例は平成25年度で終了する。

このため, 特例措置終了後の教員組織の在り方について, 専門職大学院制度の趣旨を踏まえて対応する必要がある。

その際, 理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化, 教員の養成機能の維持・向上, 進学を希望する学生への対応, 国際競争力への影響などを勘案すると, 専門職学位課程と博士課程(後期)の接続を図ることは重要である。

また, 大学における教育と研究は一体であり, 学位課程及び専攻ごとの目的や役割の違いを踏まえつつも, 相互に連携協力を図り全体として教育研究水準を向上させることが重要であることから, 教員が学位課程及び専攻の壁を超えて相互に連携協力することや, 流動性の高い教員組織の整備を積極的に推進することも重要である。

これらのことを踏まえ, 教育研究の質保証の観点に留意しつつ, 上記特例措置終了後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて検討することが求められる。

省令改正にあたっての留意事項(案)

各専門職大学院において、今般の専門職大学院設置基準改正後、速やかに改正を踏まえた準備に取り組むことを促すとともに、改正趣旨等について留意すべき事項を概ね以下の通り整理し、周知徹底を図ることを予定している。

- (1) 専門職大学院は、教育の質保証の観点から、一定の独立性を確保し、教育に専念する教育組織を充実することを制度創設の趣旨にしていることを改めて確認するとともに、平成25年度までの経過措置は他の課程との教育の関連性を考慮し、優秀な教員を確保する観点等から特例として設けられたものである旨を確認。
- (2) ただし、専門職大学院の教育を担う教員養成や専門職学位課程から博士課程への進学者への対応等のため、専門職学位課程と博士課程との接続を重視する必要があることから、教育上支障を生じない場合、一個の専攻に限り、博士課程(前期を除く)への算入を認めることが適当である旨を明示。
- (3) なお、具体的な省令上の規定振りについては、大学設置基準及び大学院設置基準における関連規定との整合性など考え方を整理するとともに、専門職大学院設置基準附則第2項に基づく特例の終了に伴う改正を本則である同設置基準第5条において措置する際により適切な規定振りについて検討した結果である旨を明示。
- (4) また必要な専任教員数の確保、その他独立性の確保や教育体制の充実が図られていることを前提に、更なる教育内容の充実等に資するため、専門職学位課程の教員が他の研究科、専攻等の教育研究に関与すること、また、同様に他の研究科、専攻等の専任教員が専門職大学院の教育に関与することは従前どおり差し支えないものとする旨を明示。
- (5) 本改正は、専門職学位課程に必ず置くこととされる一定数の専任教員を対象とするものであり、各専門職大学院が設置基準で求める数を超えた教員を配置する場合に対して、本改正が及ぶものではない。ただし、この場合であってもこれまでと同様に、教員の質の確保に努める必要がある旨を明示。

(参考) 教職大学院の専任教員の、他の学位課程の必置教員数への算入の在り方については、本年8月の中央教育審議会の答申を踏まえ、「教員の資質能力に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」等において教職大学院制度の見直しの中で検討しているところであり、今後、この審議結果を踏まえた措置を検討する。

中教審第157号

平成24年10月30日

文部科学大臣 田中眞紀子 殿

中央教育審議会会長

三村 明夫

専門職大学院設置基準の改正について（答申）

平成24年10月29日付け24文科高第608号で諮問のありました標記の件については、これを適当と認めます。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準及び短期大学設置基準の改正について

平成25年1月18日

文部科学大臣 下村博文

(理由)

大学及び短期大学における各授業科目の期間については、10週又は15週にわたる期間を原則としつつ、教育上特別の必要がある場合には、より短い特定の期間で行うことが認められているが、各大学及び短期大学における創意工夫により授業を編成し、学生の主体的な学びを促進するため、より多様な授業期間の設定を可能とする必要がある。

このため、別紙のとおり大学設置基準及び短期大学設置基準の改正を行う必要があるため、学校教育法第94条の規定に基づき標記の諮問を行うものである。

大学設置基準及び短期大学設置基準改正要綱

第一 大学設置基準及び短期大学設置基準の改正

各授業科目の授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことを原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、より多様な授業期間の設定を可能にすること。

第二 施行期日

この改正は、平成25年4月1日から施行するものとする。

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令案について

第一 改正の趣旨

平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の考え方を踏まえ、学生の主体的な学びを促進するため、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定を可能にする。

第二 改正の概要

大学及び短期大学における各授業科目の授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うこととする現行制度の考え方は原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、より多様な授業期間の設定を可能にする。

第三 施行期日

この改正は、平成25年4月1日から施行するものとする。

(参考)

参照条文

○ 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

○ 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）（抄）

（各授業科目の授業期間）

第九条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

柔軟なアカデミック・カレンダーの設定について

大学設置基準の改正経緯（授業期間関係）

○昭和31年 単位の計算方法として、毎週1時間15週の講義で1単位とすると規定（講義の場合）。

（単位の計算方法）

第26条 …各授業科目に対する単位数は、一単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて四十五時間とし、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、教室内における一時間の講義に対して教室外における二時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週一時間十五週の講義をもつて一単位とする。（略）

○昭和48年 授業期間についての規定を導入。また、従来の2学期制に加えて3学期制を認める。

（単位の計算方法）

第26条 …各授業科目の単位数は、一単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて四十五時間とし、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、教室内における一時間の講義に対して教室外における二時間の準備のための学修を必要とするものとし、十五時間の講義をもつて一単位とする。（略）

（授業期間）

第28条の2 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、外国語の演習、体育実技等の授業について教育上特別の必要があると認められる場合は、この限りではない。

○平成3年 10週・15週の例外となる「但し書き」を、より一般的な記述に改正（＝現行規定）

（各授業科目の授業期間）

第23条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

授業期間に関する最近の状況

○大学設置基準では、1単位あたり45時間の学修が必要であるとしており、講義であれば15時間の講義が必要とされている。しかしながら、この15時間の中に、定期試験の時間を含めてよいかどうかについては、必ずしも明確ではなかった。

○一方、平成20年の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」においては、単位の実質化を重視する観点から、下記のような記述が示された。

「・・・1単位当たりの授業時間数が、大学設置基準の規定に沿っている必要がある。具体的には、講義や実習等の授業の方法に応じて15～45時間とされており、講義であれば1単位当たり最低でも15時間の確保が必要とされる。これには定期試験の期間を含めてはならない。」

○中教審答申を踏まえ、認証評価機関では、定期試験を10週・15週の期間に含めている場合には、改善するよう各大学に対して指摘を行う事例が見られるようになった。

○こうした状況を踏まえ、各大学は、講義を15週にわたって実施した後に、別途、定期試験期間を設けるようになった。そのため、春学期の場合、従前であれば7月中には終わっていたものが、「15週＋定期試験期間」を確保すると、春学期が8月まで延びる状況が一般化してきた。

(H24年度の学事日程例)

春学期	4月 5日	授業開始	秋学期	9月 18日	授業開始
	7月26日～8月2日	定期試験期間		1月 23日～2月1日	定期試験期間

大学教育部会等における主な意見

前述のような状況に関連して、大学教育部会において、下記のような意見が出された。

- 各大学においては、認証評価機関による評価が、アカデミック・カレンダーにおいて「15週＋定期試験期間」が確保されているかという、形式面の評価を重視するものと受け止められている。
- 各大学は、半期15回の授業日程を確保するため、8月まで学期を伸ばして取り組んでいるが、学修の実質化につながっているのか疑問もある。
- 「15週＋定期試験期間」を確保しなければならないとすると、アカデミック・カレンダーが圧迫されるため、定期試験を行わず、レポートなど平常評価を重視する授業に移行する傾向が生じるのではないかと。また、そうした授業が増えるほど、レポート一つ一つの負担を軽くせざるを得ないなど、学修の実質化に逆行する懸念があるのではないかと。
- 単に週1コマ×15週の授業だけでなく、例えば週複数回授業を行って、3ヶ月程度で完結する授業など、硬直的と受け止められる仕組みを改めて弾力化を図り、多様な授業のあり方を認めることで、学修の実質化を図ることが必要ではないかと。

大学設置基準改正の方向性

【改正の趣旨】

○授業期間について、「10週又は15週」の原則を維持しつつ、従来主流であった「週1コマ、15週」の講義を中心とした授業のあり方の多様化を推進するため、より弾力的な授業期間の設定を可能にする。

○その際、平成24年8月の中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の考え方を踏まえ、各大学における創意工夫により、一方向の知識伝達型の授業から、教員・学生が双方向に意思疎通を行うことができるような、学生の主体的な学びを重視する授業への転換が必要。

○なお、今回の改正は、授業期間を弾力化するものであり、「講義であれば1単位当たり最低でも15時間の確保が必要とされる。これには定期試験の期間を含めてはならない」とする平成20年中教審答申で示した単位についての考え方を変更するものではない。

【具体的な方向性】

- 「教育上必要」かつ「十分な教育効果」が認められる場合に、授業期間の弾力的な運用を認める
- 10週・15週より長い期間も含め、10週・15週と異なる期間を容認

○参考：大学設置基準第23条

(各授業科目の授業期間)

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、**教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。**

設置基準改正による効果

○現在でも、語学や体育実技の集中講義など、10週・15週の例外となる授業期間を設定することは可能であるが、「教育上特別の必要がある」ことが要件となっているため、各大学においては限定的に運用されていることが多い。

○今回、この「教育上特別の必要がある」との要件を緩和することで、各大学が、授業改善のために、より柔軟に授業期間を設定していくことが期待される。具体的な事例としては、例えば、以下のようなケースが想定される。

想定される具体的な事例

(週複数回授業の実施)

- ・8週間で、1時間の講義を週2回実施<1単位>
→例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能になる。

(1コマあたりの授業時間の見直し)

- ・1コマあたりの授業時間を延ばし、14週間で、2. 2時間の講義を週1回実施<2単位>

(様々な授業形態の組み合わせ)

- ・13週間で、1時間の講義を週1回実施し、特定の日にフィールドワーク(6時間)を実施<1単位>
- ・11週間で行う「サービス・ラーニング」
 - ①6週間、1時間の講義を週1回行う
 - ②4週間、地域における社会奉仕活動を現場実習として週1回(1回あたり6時間)行う
 - ③最後の週に、振り返り学修として、演習授業を1回(2時間)行う <1単位>

○また、現行では但し書きの対象として、集中講義を前提にした「短い特定の期間」しか明示されていないが、例えば、時間をかけてじっくりと理解を深める必要のある授業など、10週・15週より長い期間についても明示的に認める。

弾力化に伴う質保証のための措置

○授業期間を弾力化した場合、アカデミック・カレンダーだけでは、1単位あたりに必要な授業が適切に行われているかどうかを外形的に確認できず、質保証の面での懸念が生じる可能性もある。

○このため、下記のポイントについて、各大学に対して通知等で趣旨を徹底するとともに、認証評価機関にも伝達する。

- ・引き続き、授業期間の原則は10週又は15週とする。
- ・1単位あたりの学修に関する考え方を変えるものではなく、講義であれば、引き続き、1単位あたり15時間以上を確保することが必要であり、授業期間を弾力化した場合においても、各大学において、単位の修得に必要な授業時間数が適切に確保されていることについて説明できること。
- ・授業期間の弾力化が認められるのは、教育上合理的な必要性があり、かつ、そのことによって10週又は15週の原則通りに授業を行う場合と同等以上の教育効果が確保されていることが必要。

中教審第158号

平成25年1月18日

文部科学大臣 下村博文 殿

中央教育審議会会長

三村 明夫

大学設置基準及び短期大学設置基準の改正について（答申）

平成25年1月18日付け24文科高第803号で諮問のありました標記の件については、これを適当と認めます。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

学位規則の改正について

平成25年1月18日

文部科学大臣 下村博文

(理由)

博士の学位を授与された者は博士論文を印刷公表することとされているところ、教育研究成果の電子化及びオープンアクセスの推進の観点から、印刷公表に代えて、インターネットの利用により公表する必要がある。あわせて、博士論文要旨等の公表についても、インターネットの利用による公表とする必要がある。

このため、別紙のとおり学位規則の改正を行う必要があるので、学校教育法第104条第5項の規定に基づき標記の諮問を行うものである。

学位規則改正要綱

第一 博士論文等の公表に関する改正

博士の学位を授与された者が行う、当該博士の学位の授与に係る論文又はその内容を要約したものの公表について、その方法を、印刷により公表することに代えて、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得てインターネットの利用により公表することとする。

第二 博士論文要旨等の公表に関する改正

大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う、授与した博士の学位に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表について、その方法をインターネットの利用によることとする。

第三 施行期日

この改正は、平成25年4月1日から施行するものとする。

第四 その他の規定の整備

その他所要の規定の整備を行うこと。

学位規則の改正案について

第一 改正の趣旨

博士の学位を授与された者は、博士論文を印刷公表することとされている（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第9条）ところ、大学院における教育研究成果の電子化及びオープンアクセスの推進の観点から、印刷公表に代えて、インターネットを利用して公表することとするための改正を行う。

あわせて、博士論文要旨等の公表（同第8条）についても、インターネットを利用した公表とするための改正を行う。

第二 改正の概要

1 博士論文要旨等の公表について

大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う、授与した博士の学位に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表について、その方法をインターネットの利用による公表とする（第8条関係）

2 博士論文等の公表について

博士の学位を授与された者が行う、当該博士の学位の授与に係る論文又はその内容を要約したものの公表について、その方法を、印刷により公表することに代えて、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得てインターネットの利用により公表することとする（第9条関係）

3 施行期日

この改正は、平成25年4月1日から施行するものとする（附則関係）

学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）（抄）

（論文要旨等の公表）

第八条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

第九条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から一年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

学位規則の改正案に係る考え方（補足）

1 大学等の協力を得て行う博士論文等のインターネットの利用による公表について（第9条関係）

博士の学位を授与された者が行う、当該博士の学位の授与に係る論文又はその内容を要約したもののインターネットによる公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「学位授与大学等」という。）の協力を得て行うこととする。

これは、インターネットの利用による公表は様々な形態が考えられる一方で、博士の学位を授与された者各人が各々の手法でインターネット上に公表するのではなく、長期にわたり継続してインターネットを利用した公表が維持されるためには、学位授与大学等が責任を持って一元的に管理し、発信することが望ましいと考えられるためである。

学位授与大学等の協力を得て行うインターネットの利用による公表とは、各学位授与大学等の機関リポジトリ（国立情報学研究所が提供する共用リポジトリ（JAIR0 Cloud）を含む。）やホームページの活用を想定している。

2 博士論文の全文に代えてその内容を要約したものの公表とすることができる「やむを得ない事由」について（第9条関係）

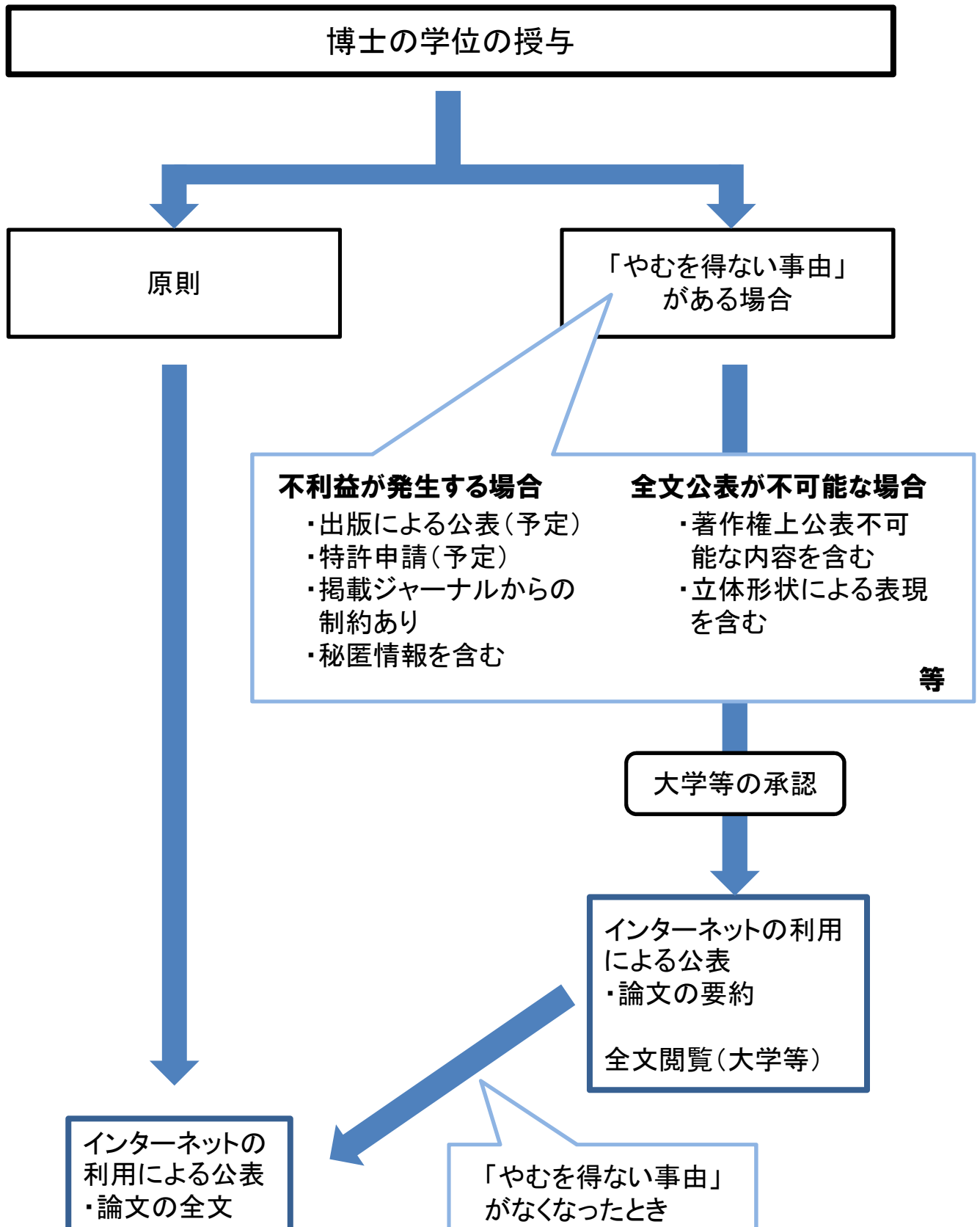
博士論文の全文に代えてその内容を要約したものの公表とすることができるやむを得ない事由とは、インターネットによる公表により明らかな不利益が発生する場合（全文が出版刊行や学術ジャーナルへの掲載により一年の猶予期間を超えた制約がかかる場合、秘匿すべき情報を含む場合等）や、印刷公表は可能でもインターネットによる公表が不可能な内容を含む場合（当該論文紙面に立体形状による表現を含む場合等）等を想定している。

3 国立国会図書館への博士論文の送付について（その他）

これまで昭和50年大学局長通知に基づき各大学において行われてきた国立国会図書館への博士論文の送付については、これまでの印刷物の送付に代えて、博士論文に係る電子データを国立国会図書館に送付することとする旨、各大学に通知することを予定している。

なお、国立国会図書館は送付を受けた電子データの公表について検討しており、この場合、博士の学位を授与された者は、学位授与大学等を通じて国立国会図書館に電子データを送付することをもって、インターネットによる公表を行ったとすることも可能となる。

改正後の博士論文の公表に係るフロー(概略図)



中教審第159号

平成25年1月18日

文部科学大臣 下村博文 殿

中央教育審議会会長

三村 明夫

学位規則の改正について（答申）

平成25年1月18日付け24文科高第800号で諮問のありました標記の件については、これを適当と認めます。

関連規定

○ 中央教育審議会の会議の運営について

(平成 23 年 2 月 15 日 中央教育審議会申し合わせ)

中央教育審議会は、会議の運営に関し、次のように申し合わせる。

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 23 年 2 月 15 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

附 則

この申し合わせは、審議会の決定の日（平成 23 年 2 月 15 日）から適用する。

(参照条文)

○ 中央教育審議会運営規則（抄）

(平成 23 年 2 月 15 日 中央教育審議会決定 平成 23 年 9 月 22 日改正)

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項

	(スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。)
初等中等教育分科会	<p>一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
スポーツ・青少年分科会	<p>スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）</p>

○ 中央教育審議会令（抄）（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。